

一般市街地ゾーン内の特例

一般市街地ゾーンのうち、以下のものは、それぞれ特性の近い他のゾーンを適用します。

山の辺・田園ゾーンの調和色を適用するもの

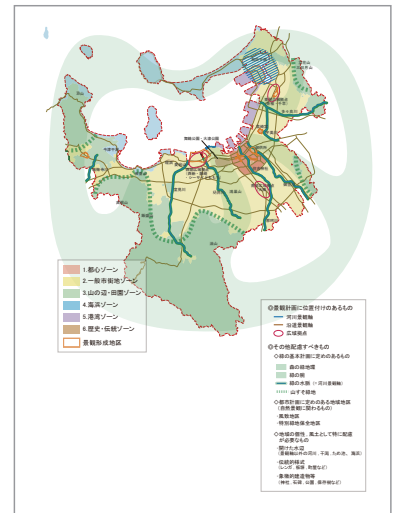
- 風致地区内及び背景に風致地区
- 背景に特別緑地保全地区がある
- みどりの基本計画のみどりの帯、山すそのみどり
- 河川緑地軸沿い
- 開けた水辺に面する（上記以外の河川、ため池）

海浜ゾーンを適用するもの

- 開けた水辺に面する（海浜、干潟、河口）

都心ゾーンを適用するもの

- 幹線道路沿い
- 広域拠点

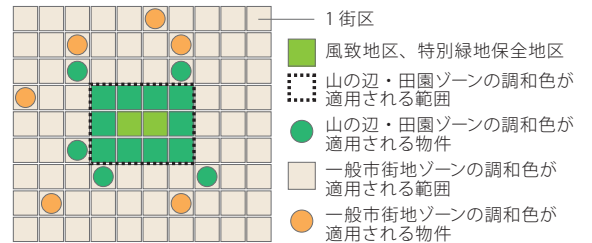


※拡大図は P61 資料編参照

(1) 他のゾーンやゾーンの調和色が適用される範囲

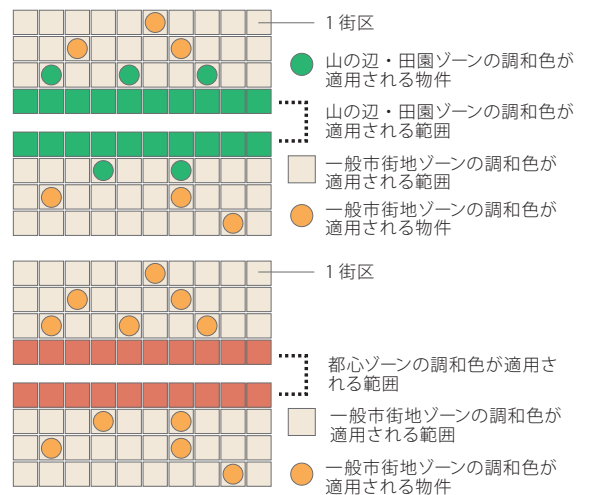
基点が面状（風致地区等）の場合

- 風致地区内及び背景に風致地区
- 背景に特別緑地保全地区
- みどりの帯（市の総合公園）
- +
- 地区（総合公園）に面する街区
- その街区に隣接する街区内で周囲の建築物と比較して明らかに高く、地区内から見える恐れのある場合



基点が線状（景観軸等）の場合

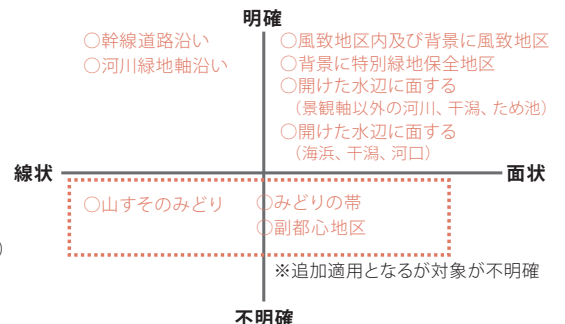
- 河川緑地軸沿い
- 開けた水面に面する（景観軸以外の河川、ため池）
- 開けた水面に面する（海浜、干潟、河口）
- 山すそのみどり（市街化区域と市街化調整区域）
- +
- 景観軸等に直接面する街区
- その街区に隣接する街区内で周囲の建築物と比較して明らかに高く、景観軸等から見える恐れのある場合
- 幹線道路沿い
- 広域拠点
- +
- 景観軸等に直接面する街区



(2) 基点の設定

他ゾーンおよび他ゾーンの調和色を適用する場合、基点が不明確なものは以下の通りあつかいます。

- 山すそのみどり・市街化区域と市街化調整区域との境界を基点とします。
→市街化区域および市街化調整区域
- みどりの帯……みどりの帯は、市内の総合公園、山の連なり等で構成され既存の緑の維持・保全を図る地区
→市の総合公園
- 副都心地区……広域拠点（東部広域拠点、西部広域拠点、南部広域拠点）は、幹線道路が重なる地区
→幹線道路



都心ゾーン



ゾーンの特徴

- 都心主軸を構成する大博通り、昭和通り、明治通り、渡辺通り、住吉通りは、沿道にビルが立ち並び、街路樹が整備された通り景観を作り出しています。
- JR博多駅周辺の博多部と西鉄福岡駅周辺の福岡部でそれぞれに多様なまちなみが形成され、都心活動やにぎわいの拠点となっています。
- 御供所地区等の歴史的地区が存在します。



調和色カラーパレット

調和色範囲



※カラーパレットは基調・補助色のみ

彩度 1

彩度 2

色相	PB 青紫系	5PB																	
		2.5PB																	
	B 青系	10B																	
		7.5B																	
		5B																	
		2.5B																	
	BG 青緑系	10BG																	
		7.5BG																	
		5BG																	
		2.5BG																	
	G 緑系	10G																	
		7.5G																	
		5G																	
		2.5G																	
	GY 黄緑系	10GY																	
		7.5GY																	
5GY																			
2.5GY																			
Y 黄系	10Y																		
	7.5Y																		
	5Y																		
	2.5Y																		
YR 黄赤系	10YR																		
	7.5YR																		
	5YR																		
	2.5YR																		
R 赤系	10R																		
無彩色		3-	4-	5-	6-	7-	8-	3-	4-	5-	6-	7-	8-	3-	4-	5-	6-	7-	8-

調和のための色彩作法

福岡の顔として自然や伝統の特質にもなじみの良いベーシックな色を基調に、にぎわいの個性をまちなみに創出し、活気と魅力ある都市空間のまとまりを確保する色彩景観をつくります。

- ・にぎわい色は建物の一部にアクセントとして用いる等効果的ににぎわいを演出します。
- ・にぎわい色は周辺の特性に応じて用いますが、自然や伝統の落ち着きとのバランスを考えた色彩景観とします。

景観計画の色彩基準

	色相	明度	彩度
建築物	全ての有彩色	—	6以下
	無彩色		—
工作物	全ての有彩色	—	3以下

調和色

	色相	明度	彩度
基調色・補助色	10R から 2.5Y まで	4以上 8.5以下	4以下
	2.5Y から 5GY まで		2以下
	無彩色		—
にぎわい色	10R から 5PB まで	—	6以下

※調和色には工作物も含まれますが、色彩基準の彩度3以下で使用します。

彩度 3

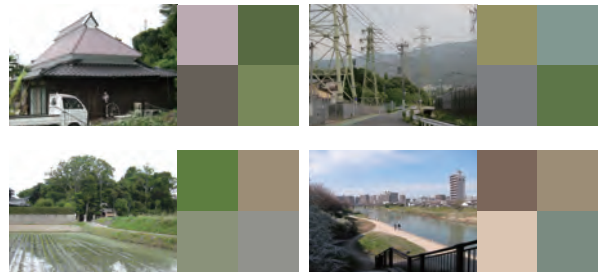
彩度 4

山の辺・田園ゾーン



ゾーンの特徴

- 近郊農業地区の伸びやかな田園風景が広がっています。
- 油山、背振山、立花山等の山並みが一体的な緑となって市街地からの背景となっています。
- 山からの眺めは市街地が海と山に囲まれた福岡らしさを実感できるパノラマ景観です。
- 山すそには農家等の集落があり、落ち着いた佇まいで山の辺の景観をつくり出しています。



調和色カラーパレット

調和色範囲



※カラーパレットは基調・補助色のみ

彩度 1

彩度 2

色相	PB 青紫系	5PB																				
		2.5PB																				
	B 青系	10B																				
		7.5B																				
		5B																				
		2.5B																				
	BG 青緑系	10BG																				
		7.5BG																				
		5BG																				
		2.5BG																				
	G 緑系	10G																				
		7.5G																				
		5G																				
		2.5G																				
	GY 黄緑系	10GY																				
		7.5GY																				
		5GY																				
		2.5GY																				
	Y 黄系	10Y																				
7.5Y																						
5Y																						
2.5Y																						
YR 黄赤系	10YR																					
	7.5YR																					
	5YR																					
	2.5YR																					
R 赤系	10R																					
無彩色																						
		3-	4-	5-	6-	7-	8-	3-	4-	5-	6-	7-	8-	4-	5-	6-	7-	8-	4-	5-	6-	7-

調和のための色彩作法

里山や広がりを持つ田園風景を背景に、山々の緑や幹の色、田畑等の大地の色とが連続する自然素材で、高い協調性を保つ色彩景観をつくります。

- ・一般市街地に比べ、より落ち着いた自然色が背景となる度合いが大きいため、明度を暗めにして落ち着きをもたせませす。
- ・自然素材色に近い低い彩度を用い、協調性の感じられる色彩景観とします。

景観計画の色彩基準

		色相	明度	彩度
建築物	高層部	10R から 2.5Y まで	2 以上 8.5 以下	4 以下
		上記以外の有彩色		2 以下
	低層部	全ての有彩色 無彩色	8.5 以下	6 以下 —
工作物	全ての有彩色	—		3 以下

調和色

		色相	明度	彩度
基調色・補助色	10R から 5GY まで	無彩色	3 以上 6.5 以下	2 以下 —

※調和色には工作物も含まれます。

彩度 3

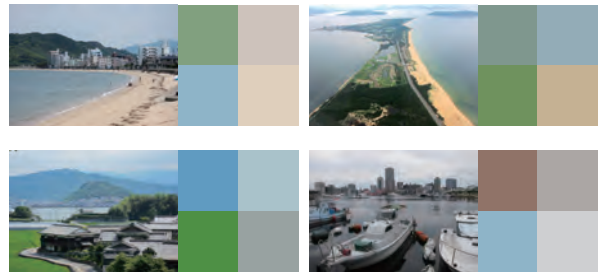
彩度 4

海浜ゾーン



ゾーンの特徴

- 海の中道、志賀島、玄界島、生の松原、能古島等の緑が博多湾を取り囲んで海と緑の景観をつくり出しています。
- 博多湾からの眺望、博多湾への眺望は福岡らしい景観の一つとなっています。
- 海辺にはレクリレーション施設が整備されています。



調和色カラーパレット

調和色範囲



※カラーパレットは基調・補助色のみ

彩度 1

彩度 2

色相	PB 青紫系	5PB											
		2.5PB											
	B 青系	10B											
		7.5B											
		5B											
		2.5B											
	BG 青緑系	10BG											
		7.5BG											
		5BG											
		2.5BG											
	G 緑系	10G											
		7.5G											
		5G											
		2.5G											
	GY 黄緑系	10GY											
		7.5GY											
		5GY											
		2.5GY											
	Y 黄系	10Y											
7.5Y													
5Y													
2.5Y													
YR 黄赤系	10YR												
	7.5YR												
	5YR												
	2.5YR												
R 赤系	10R												
明度	無彩色	3-	4-	5-	6-	7-	8-	3-	4-	5-	6-	7-	8-
		4-	5-	6-	7-	8-	4-	5-	6-	7-	8-		

調和のための色彩作法

海や砂浜、松並木等、海浜の風景を背景に、融和性が高く穏やかな素材色と、海辺らしい開放感のある明るい色調とのコンビネーションで自然を享受した色彩景観をつくります。

- ・一般市街地に比べ、より海辺の自然色が背景となる度合いが大きいことから、自然素材色に近い低い彩度とし、協調性の感じられる色彩景観とします。明度は、海浜の砂、海、空の明るさと調和が得られるよう明るい基調の色彩景観とします。

景観計画の色彩基準

		色相	明度	彩度
建築物	高層部	10R から 2.5Y まで	—	4 以下
		上記以外の有彩色		2 以下
	無彩色	—		
低層部	全ての有彩色	—	6 以下	
	無彩色		—	
工作物	全ての有彩色	—	3 以下	

調和色

	色相	明度	彩度
基調色・補助色	10R から 5GY まで	5 以上	2 以下
	無彩色	8.5 以下	—

※調和色には工作物も含まれます。

彩度 3

彩度 4

4-	5-	6-	7-	8-	4-	5-	6-	7-	8-
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

色彩の基礎

当ガイドラインでは色の表示に JIS 修正マンセル表色系を使用します。

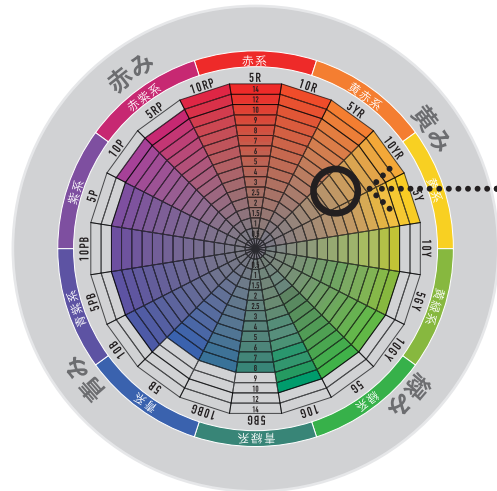
マンセル表色系は、色を系統的に整理し記号化するシステムで、記号化することでどんな色が正確に表し、記録し、伝達することができる「色のものさし」です。

色は、色相、明度、彩度の3つの属性をもっています。

1 色相とは

赤や青等の色みのこと。マンセル表色系では10種類の色相を用いて、赤はR、青はBのようにアルファベットで表します。

R (赤) YR (橙) Y (黄) GY (黄緑) G (緑) BG (青緑)
B (青) PB (青紫) P (紫) RP (赤紫)



2 明度とは

明るさや暗さのこと。マンセル表色系の色票では数字の1.0から9.5までの数字で表し、数字が大きくなるほど明るい色になります。

3 彩度とは

色みの鮮やかさのこと。マンセル表色系では数字で表し、数字が大きくなるほど色みの強い鮮やかな色になります。

※白、灰色、黒は無彩色

白、灰色、黒のように色みを持たない色を無彩色といいます。

N3 N7 のように N (ニュートラルの頭文字) と明度の数字で表します。数字が大きくなるほど明るくなります。

右のベージュの色見本をマンセル表色系の数値に置き換えると10YR6/4となり、読み方は「じゅうわいあーる ろくのよん」です。

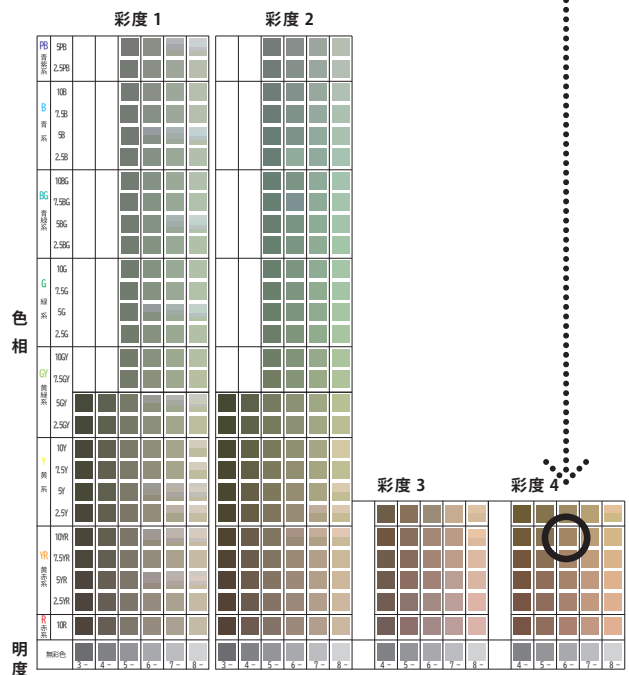
使われている数字や記号はそれぞれ色相、明度、彩度を表します。

右図上はマンセル表色系の色相環と呼ばれるもので、すべての色相を丸くつないだものです。

10YR6/4 の色を色相環と当ガイドラインの調和色のカラーパレット (右図下) でみると、それぞれ矢印の場所に位置します。

10YR 6 / 4
じゅうわいあーる ろくのよん

色相 明度 彩度



工作物は、使用用途や設置場所、規模の大小等多岐に渡るため景観への対応も多様な配慮が求められます。しかしながら、工作物は建築物に定着するものや土地に定着するものとして整理できますので、工作物の基調・補助色も建築物同様に調和色および調和のための作法をもとにします。

ただし景観計画で工作物の色彩基準は、一律に全ての有彩色で彩度3以下と規定されていますので、調和色の中の彩度3を超える都心ゾーンの色相 10R~2.5Y の範囲の色等については、景観計画の彩度3以下を用いることとします。

これらを踏まえ、種類ごとの配慮事項と事例を下記に示します。

1 建築物の屋上等に設置する工作物

- ・高架水槽、冷却塔、広告塔の支柱等
- ・煙突、排気塔、排気施設等 ・電波塔(アンテナ類)等



主に建築物の屋上に設置されるため、背景となる空や山並みに調和させた建築物と類似した色相の明るい色を用います。



2 住宅等建築物に附属する工作物

- ・門、へい垣、さく、擁壁その他日除けテント、雨よけの類
- ・ごみ置場、駐車施設、駐輪施設等



建築的意匠を有し、一体的な色彩で調和を図ります。



3 建物やプラントに附属する工作物

- ・鉄製配管類
- ・タンクの類



煩雑にならないように色数を少なくし、建築物やプラントとのまとまりに配慮します。



4 土地に定着する塔状の垂直構造物で航空法等他の法令に抵触しない工作物

- ・高架水槽、サイロ、排気塔等
- ・煙突、風車(発電)、送電鉄塔、電波等、飛行塔等



鉄筋コンクリート造の柱や鉄のトラス構造で陰影と光沢が複雑に絡み合い独特の表情を見せるため、ゾーンの立地特性に応じ、軽やかな表情を見せたり、落ち着かせたり等の対応をします。



5 コンクリート造の施設

- ・上下水道、変電所、ゴミ等処理施設等供給に係る施設
- ・コンクリート造の貯蔵、製造、サイロ等施設



基本的には調和色に準じますが、大型であることや公共的意味合いが強いことから個別に色彩を検討することが望ましい工作物です。



6 高架工作物

- ・高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋等



基本的には調和色に準じますが、長大であることや公共的意味合いが強いことから個別に色彩を検討することが望ましい工作物です。



7 治山治水、道路工作物

- ・道路、ダム、砂防ダム、水門、護岸、堤防、栈橋とトンネルおよび落石防護柵、遮音壁、附属する柵等



コンクリートを使用したものが多く、砂を混入したコンクリートそのものの色である薄いサンドベージュ色で、味気ない表情になりがちです。地上部はアースブラウンで大地と調和させたり、水辺は緑みを持つ水色と相性の良いグレイッシュな緑みの色を、場所に応じて検討します。



8 通り景観を構成する道路や河川又は水路における電柱、公衆電話、案内標識等の工作物



基本的には調和色に準じますが公共的工作物の場合、人の活動と身近で接し、穏やかでありながらもまちなみや施設によってはまちのコミュニティに配慮したにぎわい等も求められます。

- ・その他
 - 1 変圧器、公衆電話所、郵便差出箱等
 - 2 案内標識、警戒標識、規制標識及び指示標識等
 - 3 アーチ、アーケード、自動販売機
 - 4 舗装の表層、側溝、街渠、橋りょう、床板、駒止め、柵
 - 5 小規模な河床、堰、堤防、護岸、床止め
 - 6 太陽光発電装置



9 モニュメントの類、余暇等に供される工作物等



一般に支柱等は色味を抑え、周囲の環境になじませます。非日常を楽しむ空間にある遊具施設等にはにぎわいを演出します。

- ・記念塔や屋外広告物の支柱、観覧車等遊戯系施設、運動施設等



8

屋外広告物の色彩

対象となるもの・・・建築物より突出する形式、
建築物の壁面を利用する形式の屋外広告物

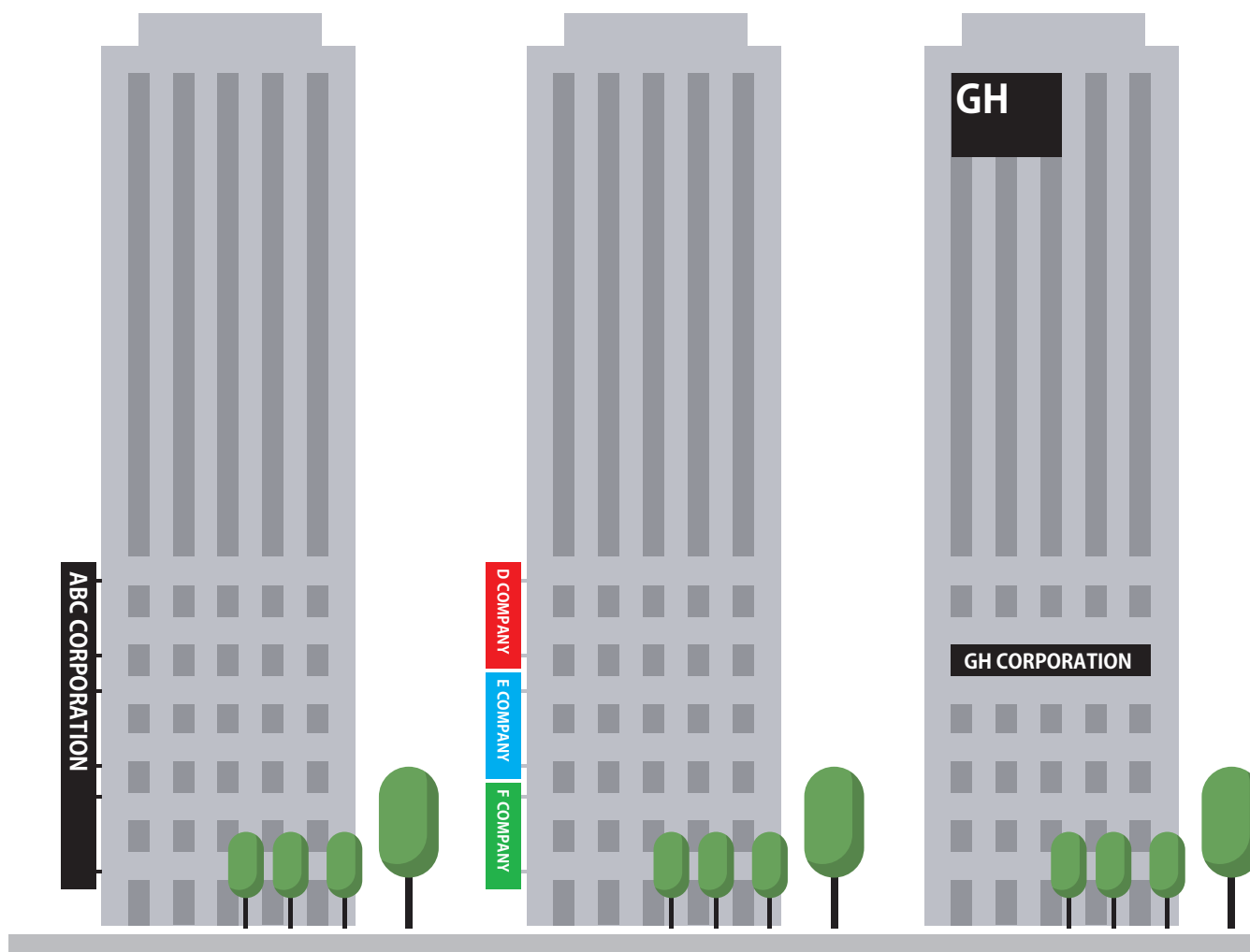
対象ゾーン・・・都心ゾーン 一般市街地ゾーン

※屋上広告物や地上の広告塔、広告板については、このガイドラインの対象とはしませんが、
広告板面を支える支柱の類は工作物として扱います。

※屋外広告物については、福岡市屋外広告物条例等のルールがあります。屋外広告物の手引き
等リーフレットをご参照ください。

建築物より突出する形式の広告物例

壁面を利用する形式の広告物例



イメージ

景観への影響

- 建築物より突出する形式の屋外広告物、建築物の壁面を利用する屋外広告物は、建築物に添加されているため外壁と一体化して見えます。
- 突出する形式の広告物は業務ビルとテナントビルに多く、低層部から高層部まで掲出されることも多く、通り景観に影響します。
- 壁面を利用する形式の広告物は交差点や通りの正面部分に掲出されることが多く、規模は小面積のものから大面積のものまであり、通り景観をはじめ、建築物のファサードの印象に大きく影響を与えます。
- これらの広告物に建築物の外壁色とかけ離れた色彩が使用されると、景観に騒々しさが生まれます。広告物は外壁と調和する色彩を使用しましょう。



- 広告物は大きければ効果があるものではありません。写真の広告物は表示面積は小さいですが、十分に広告効果を発揮しています。また文字や色を多用しなくても表現することができます。

広告板面の地色

- 3階以上の高さに掲出する広告物の地色は建築物の基調色に類似した低彩度色または無彩色を用います。各ゾーンの調和色をご覧ください。類似色とはこの場合類似色相、同程度の明度色です。
- にぎわいを必要とする商店街等についても同様に低彩度色または無彩色を使用しますが、この場合は類似色に限定しません。
- 3階以下の高さに掲出する広告物については上記の限りではありません。



- 写真は屋上広告物ですが、建築物外壁と同様の地色の無彩色を用い、質の高い表示とすることで建築物やテナントの品格をも象徴し、印象を高めています。

広告の文字色・図形色

- 企業のCI色のほか醜悪にならないよう配慮します。



- 壁面との一体的な使用によりまとまり感があります。



- 外観の和風素材と連携した地色で景観の統一が感じられます。



- 統一的に色調を抑えることで快い調和を演出しています。



- 店舗の前面に植えられた樹木による効果で広告や店舗の印象を高めています。

届出対象と手続きの流れ

行為の届出に合わせて、選定した色彩ガイドラインの色彩の検討プロセスの内容を協議させていただきます。

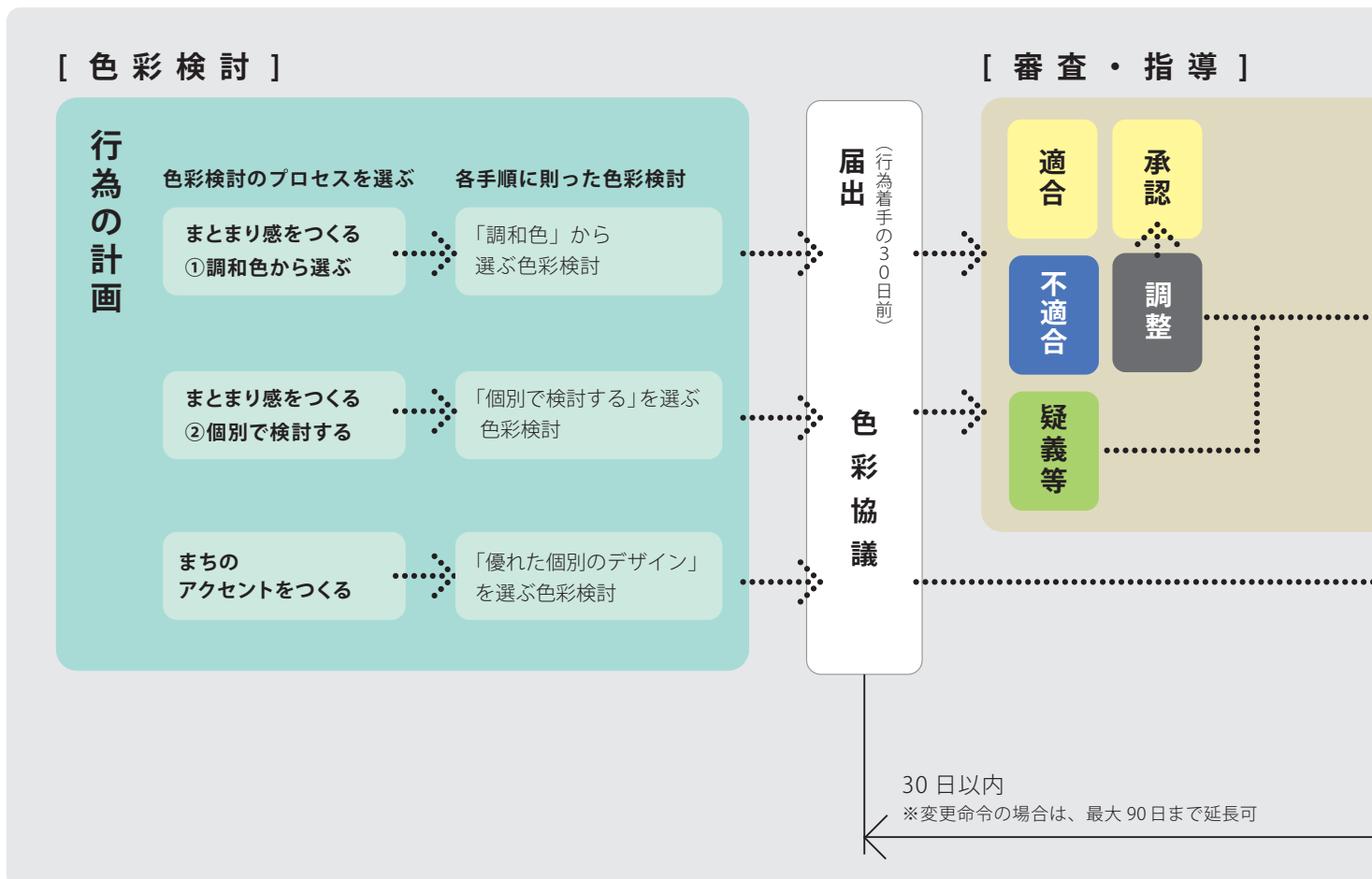
1 景観計画の届出対象のもの

(1) 大規模建築物等

- ① 基調・補助色を色彩ガイドラインに沿って誘導することを基本とします。
- ② 「まちのアクセントとつくる」については、アドバイザー会議を経た判断を行います。
※この場合のまちのアクセントとしてあつかう対象は別に定めます。→P20 参照
- ③ 最終的な勧告等の措置は、あくまで景観計画の色彩基準に適合しない場合となります。

(2) 都市景観形成地区内

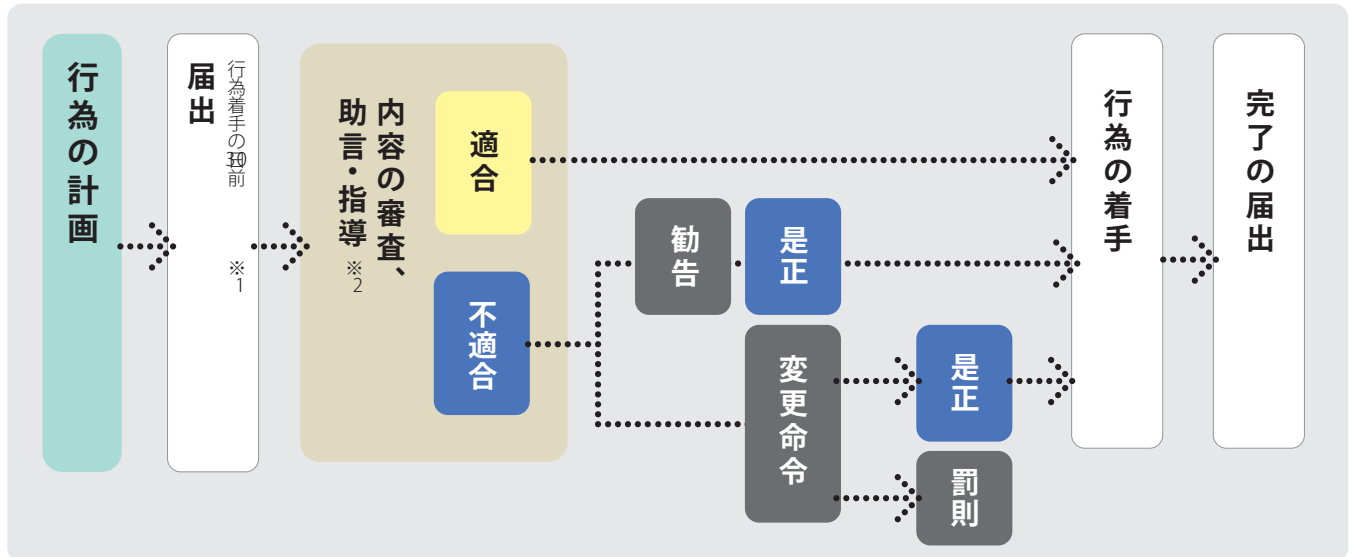
色彩ガイドラインに沿って色彩を検討していただいた上で、地区の景観形成基準による誘導・指導を行います。



2 届出対象外のもの

色彩ガイドラインを公表することによる意識の高まりと、簡易版色彩検討プロセスの活用により、福岡の色彩景観を考慮

参考：景観計画による手続きの流れ



※1 原則、届出後30日間は行為に着手できません。また、場合により90日間まで延長する場合があります。

※2 都市景観アドバイザーの意見を踏まえた助言・指導を行う場合があります。届出書様式等は福岡市ホームページ参照

